



討議資料

県議会報告

県議会11月定例会は、11月28日に開会し、補正予算案や条例案など17本の議案を可決



し、12月15日に閉会しました。私は、6日に一般質問を行いました。

ました。

その中から2つの項目について、質疑応答とともに、その背景や問題点などをわかりやすくご説明します。
他の質問（国民健康保険、山口ゆめ花博）の様子は、井原すがこのホームページ（HP）、県政報告ブログでご覧下さい。

HP : <http://sugako31.sakura.ne.jp/>
ブログ : <http://blog.goo.ne.jp/sugako31gikai>

政務活動費の不正防止について

背景や問題点

2014年の兵庫県議の号泣会見以後も、領収書の偽造や架空発注などにより、富山市議、埼玉県議、8月には参議院議員との不倫疑惑を報じられた神戸市議の不正が次々に発覚しています。

9月4日、全国市民オンブスマン連絡会議により、政務活動費の情報公開ランキングが発表されました。「住民がどれだけ情報にアクセスしやすいか」と

市民団体の提言

「岩国を守る会『風』」という団体は、議員全員の収支報告書と領収書の写真撮影を行い、ホームページに公開することにも、問題点を指摘し調査を行っています。その結果も踏まえて、

「岩国を守る会『風』」という団体は、議員全員の収支報告書と領収書の写真撮影を行い、ホームページに公開することにも、問題点を指摘し調査を行っています。その結果も踏まえて、

10月10日付けで、知事及び議長あてに提言書が出されており、その主な内容は次の通りです。

- ① 収支報告書、領収書等を県のホームページに公開すること
- ② 自動車、事務所、人件費等の支払先を事前に登録すること
- ③ 事後払いにすること

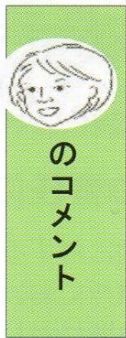
知事の責任逃れ

質問

知事は、独自にその使用状況をチェックする責任があるのではないですか。
また、使用状況が適正かどうかまで踏み込んだ監査委員による定期監査を行うべきではないですか。

答弁

使用状況については、条例により議長に調査権限がありますので、議会事務局において、必要な確認がされていると思えます。
書面など手続きに関する監査を行っています。収支報告書に関する調査については、一義的には議長に権限があり、議会事務局に確認を行うこととなります。



コメント

ルール上、議長に質問できないのが残念ですが、行政の答弁を聞いていて痛感するのは、責任の所在が明確でなく、知事、議長、議会事務局の間でたらい回しになっていることです。山口県議会において、

「議会改革検討会議」が設けられ、必要な見直しが行われようとしており、自己改革を進めることは大切だと思えますが、限界があることも事実です。まず、政務活動費の支給に関する知事の責任を明確にするともに、外部の第三者機関などが、客観的な立場からチェックする必要があると思えます。

愛宕山運動施設について

市民は本当に 安心して利用できるのか

背景や問題点

野球場等の運動施設は、日米共同使用とされ、岩国市と米軍との間で現地実施協定が結ばれ、岩国市が運営する都市公園として11月4日に



オープンしています。

しかし、そこが米軍に提供された基地であることに変わり

実施協定書は非公開

① 現地実施協定書の公開について

質問

市民が安心して利用するために、現地実施協定書を公開すべきではないですか。



のコメント

日米地位協定第3条により、米軍には基地の排他的管理権が認められており、それを一部停止して、

日本の警察や消防が対応するとすれば、その範囲や内容などについて日米の具体的な協議、合意が必要だと思われませんが、協定書本体は非公開（理由は、米軍の要請とされるが、疑問）とされ、明確な法的根拠も示さないでは、市民はとて安心して利用できるとい状況ではないと思います。

また、市内の他の公園では自由に政治集会ができるのに、ここでは、憲法に保障された政治的活動ができないというのは、都市公園とは言えないと思います。

はなく、米軍の管理権がどこまで及ぶのか、明確ではありません。そこで、事件や事故、火災などが発生した場合に警察や消防がどのように対応するのかを中心に、県の考え方を質しました。

答弁

岩国市によれば、「米軍の同意が得られなかったので非公開としたが、その概要版を公表した」とのことです。

② 警察や消防の対応について

質問

米軍人が絡む事件や事故、火災などが発生した場合に、警察や消防はどのように対応するのですか。

答弁

米軍に提供されているが、米軍が警備していない区域であり、必要な警察権を行使できると考えています。

この件に関し、警察と米軍との協議は行っていません。消防については米軍と調整を行っています。

質問

運動施設の管理条例に、「政治的活動の禁止」が規定されていますが、表現の自由や集会の自由などを保障した憲法に違反するのではないですか。

③ 政治的活動の禁止について

答弁

市議会で可決されたもので、市において適切に判断されたと考えています。



「国の責任において・・・」

本会議での質問に対する県の答弁で、頻繁に使われる言葉に「国の責任において」というのがあります。今議会でも私の質問に対して、10回近く使われました。つまり、山口県は関係ない国の責任だと逃げているのです。県がこんな無責任な姿勢では、県民として頼るところがなくなってしまいます。

知事選を目前にして

知事選を約2か月後に控えたこの議会では、知事をほめたたえる知事と党側からのメッセージのオンパレードでした。本会議での質問の前後に歯の浮くような喧伝をしなくてはいけないのでしょうか。

井原すかご後援会事務所

郵便 740-0017
住所 岩国市今津町4-11-20
コーポ本 1階
電話 0827-21-9808

井原すかご後援会のHPアドレス
<http://sugako31.sakura.ne.jp/>

近くにお越しの際は

ぜひお立ち寄りください。